



犯罪被害者週間

令和3年
11月25日～12月1日

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の一週間は毎年、「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者やその御家族・御遺族が置かれている状況や名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的に啓発活動が行われます。

ある日突然、何の落ち度もないのに、犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、傷害を負ってしまうことが後を絶ちません。犯罪による被害とは、犯罪そのものによって心や身体が傷つくだけではありません。被害者、その御家族・御遺族は、その後の生活の中でもさまざまな困難に直面しています。

とどけよう
やさしいところ
おもいやり

あなたの周りに 困っている人、
悲しんでいる人はいませんか？
あなたが隣にいただけで！
救われる人もいます。
みんな支え合える世の中を
つくりましょう。

中川翔子



パートナーシップ事業所の活動紹介

株式会社共立自動車学校・日野校(佐世保市)

～交通安全意識向上への取組など

共立自動車学校・日野校では、社員の交通安全意識を高めるため、お互いの運転を観察し、その内容をディスカッションする研修のほか、交通安全に関する知識の向上として正誤式の筆記試験を行っています。

また、交通安全運動等の機会にあわせて、事業所前において横断歩道を渡る小中学生の安全を確保するため、横断旗を使ってドライバーに注意を促し、地域における交通安全活動・見守り活動に貢献しています。



【筆記試験に取り組む社員】

株式会社共立自動車学校・江迎校(佐世保市)

～交通事故のない地域づくり

共立自動車学校・江迎校では、年間を通して、小学生が安全に登校できるよう、通学路において交通監視・見守り活動を行うなど、地域における交通安全と安全・安心まちづくりに貢献しています。

また、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全ボランティアの知識向上のため、先進安全自動車(自動ブレーキ搭載車)の体験講習を行い、交通事故のない地域づくりに貢献しています。



【先進安全自動車の体験講習】

ヒューマンスクール松浦(松浦市)

～交通安全への意識づくり・声掛け運動の推進

ヒューマンスクール松浦では、県が発信する交通安全に関する情報等を社内で共有し、交通安全意識を高めているほか、住民へのあいさつ(声掛け活動)を推進し、安全・安心まちづくりに貢献しています。

【裏面でもパートナーシップ事業所の活動を紹介しています】



五島自動車学校（株式会社五島）（五島市）

五島自動車学校では、交通安全運動の期間中、校舎等に交通安全運動を周知するポスターの貼付、事業所前の県道における職員による交通立番の実施、高齢者や地元小学生を対象とした交通安全教室の開催など、教習生や地域住民に対して交通ルールの遵守と交通マナーの習慣付けを積極的に行っています。

特に小学生を対象とした交通安全教室では、自転車の乗り方・死角からの飛び出し事故実験などの参加・体験型の講習を行い、子供達の交通安全意識の高揚に貢献しています。

～交通安全教室の開催など



【小学生への交通安全教室の開催状況】

株式会社島原自動車学校（島原市）

島原自動車学校では、交通安全運動の期間中、交通安全運動を周知するのぼり旗の掲出やポスターの掲示、広報車による広報活動を行い、地域住民への交通安全意識づくりに取り組んでいます。

また、交通事故のない地域づくり活動として、地域の小中校生を対象とした交通安全教室、高校生を対象とした原付講習会、行政機関や事業所、女性や高齢者を対象とした安全運転講習など、あらゆる世代・対象別の講習会を開催し、地域における交通安全意識の高揚に貢献しています。

～交通安全教室の開催など



【女性対象安全運転講習の開催状況】

佐世保中央自動車学校（佐世保市）

佐世保中央自動車学校では、この度「佐世保中央自動車学校通信」を創刊し、高齢者講習受講者に対して郵送することとしました。

免許保有者の高齢化に伴い、高齢者講習を受講される高齢ドライバーが増加していますが、高齢者講習が終わった後も、安全運転のみならず、特殊詐欺被害防止など、高齢者が安全で安心して日常生活を過ごせるための”ワンポイントアドバイス”として発信していくことにしています。

創刊号となる「令和3年秋季号」では、交通安全に関し「車間距離は十分にとること・進路変更の合図は早めに出すこと」など、安全運転を継続していく上で必要なことについて実践するよう促すとともに、防犯に関しては、特殊詐欺の被害防止のために「お金の話が出たら一人で悩まず、家族や警察に相談しましょう。」と呼び掛けています。

～交通安全・防犯広報誌の創刊



【創刊した広報誌】

事業者の皆様、犯罪被害者等の状況を御存知ですか？

犯罪等により害を被った方やその家族の方々は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後も周囲の理解不足による精神的苦痛などの二次被害に苦しめられることも少なくありません。こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々の仕事が続けられることが重要な意味をもっています。

しかし、現状では、「心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障」「治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤」などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

犯罪被害者等の方々を支えるため、皆様には犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等その被害に関して事業者等が行うべき各種の手續等についても十分な配慮をお願いします。